

〔従来型個室〕

(単位:円)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	個別機能訓練加算Ⅰ	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階						320	300	1,328	39,840	介護保険給付対象額に60%を乗じた金額となります	
	第2段階						420	390	1,518	45,540		
	第3段階①	638	4	13	36	5	820	650	2,178	65,340		
	第3段階②						820	1,360	2,888	86,640		
	第4段階						1,171	1,445	3,324	99,720		
要介護2	第1段階						320	300	1,395	41,850		
	第2段階						420	390	1,585	47,550		
	第3段階①	705	4	13	36	5	820	650	2,245	67,350		
	第3段階②						820	1,360	2,955	88,650		
	第4段階						1,171	1,445	3,391	101,730		
要介護3	第1段階						320	300	1,468	44,040		
	第2段階						420	390	1,658	49,740		
	第3段階①	778	4	13	36	5	820	650	2,318	69,540		
	第3段階②						820	1,360	3,028	90,840		
	第4段階						1,171	1,445	3,464	103,920		
要介護4	第1段階						320	300	1,536	46,080		
	第2段階						420	390	1,726	51,780		
	第3段階①	846	4	13	36	5	820	650	2,386	71,580		
	第3段階②						820	1,360	3,096	92,880		
	第4段階						1,171	1,445	3,532	105,960		
要介護5	第1段階						320	300	1,603	48,090		
	第2段階						420	390	1,793	53,790		
	第3段階①	913	4	13	36	5	820	650	2,453	73,590		
	第3段階②						820	1,360	3,163	94,890		
	第4段階						1,171	1,445	3,599	107,970		

〔多床室(相部屋)〕

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階						0	300	929	27,870	介護保険給付対象額に60%を乗じた金額となります	
	第2段階						370	390	1,389	41,670		
	第3段階①	559	4	13	36	5	370	650	1,649	49,470		
	第3段階②						370	1,360	2,359	70,770		
	第4段階						855	1,445	2,929	87,870		
要介護2	第1段階						0	300	997	29,910		
	第2段階						370	390	1,457	43,710		
	第3段階①	627	4	13	36	5	370	650	1,717	51,510		
	第3段階②						370	1,360	2,427	72,810		
	第4段階						855	1,445	2,997	89,910		
要介護3	第1段階						0	300	1,067	32,010		
	第2段階						370	390	1,527	45,810		
	第3段階①	697	4	13	36	5	370	650	1,787	53,610		
	第3段階②						370	1,360	2,497	74,910		
	第4段階						855	1,445	3,067	92,010		
要介護4	第1段階						0	300	1,135	34,050		
	第2段階						370	390	1,595	47,850		
	第3段階①	765	4	13	36	5	370	650	1,855	55,650		
	第3段階②						370	1,360	2,565	76,950		
	第4段階						855	1,445	3,135	94,050		
要介護5	第1段階						0	300	1,202	36,060		
	第2段階						370	390	1,662	49,860		
	第3段階①	832	4	13	36	5	370	650	1,922	57,660		
	第3段階②						370	1,360	2,632	78,960		
	第4段階						855	1,445	3,202	96,060		

※看取り体制加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)

看取り介護体制加算Ⅰ	1日につき	療養食加算(医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合)	
死亡日以前4日以上30日以下	144円		
死亡日の前日及び前々日	680円	6円/1回につき	
死亡日の当日	1,280円		
理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

◆利用者負担段階について

負担段階が令和3年8月～変更になっています。詳細は、厚労省のパンフレットも併せてご覧ください。

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者	資産要件
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)	預貯金が650万(夫婦で1650万)以下
第3段階①	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下)	預貯金が550万(夫婦で1550万)以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超える方)	預貯金が500万(夫婦で1500万)以下
第4段階	利用者負担のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	

※但し、上記に含まれる方でも、預貯金が1000万円(配偶者がある場合は2000万円)を超える方は対象外となります。



※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。